

玉名町小学校いじめ防止基本方針

玉名市立玉名町小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめ問題に対する基本的な考え方

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものである。
- (2) いじめは、人として絶対に許されないことで、時として人権侵害、犯罪行為として罰されることがある。
- (3) いじめられた子どもの立場に立った親身の対応、指導が必要である。
- (4) いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (5) 家庭・学校・地域社会などの関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となった取組が必要である。

3 いじめの防止(未然防止のための取組等)

“認め、ほめ、励まし、伸ばす”熊本の教職員像を基盤に、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる一人一人の居場所が確保できた魅力ある学校づくりを進める。

そのために、児童の自己有用感を高め、児童同士の絆づくりなどの人間関係づくりに、そして児童と教職員の信頼関係づくりに努め、真面目に取り組む児童が損をしない、正義がとおる学級、学年集団づくりに一致団結して取り組む。

(1) 学校・学年行事の工夫【絆づくり】

- ①児童が主体的に取り組める魅力ある教育活動を展開する。
- ②リーダーを中心に児童一人一人が活躍できる学校行事を実施する。

(2) 各教科での授業改善の推進

- ①すべての児童が参加・活躍できるように授業を工夫し、分かる授業づくりに努める。
- ②チャイム前着席、黙想の実施など学習規律を徹底する。
- ③研究授業(大研・中研・小研)による公開授業を行い、互いの授業を参観し合い、授業力向上に努める。

(3) 道徳教育、心の教育、人権教育の充実

<道徳教育の充実>

- ①児童の心の琴線にふれる魅力的な授業づくりを進める。
- ②児童とのふれあいや教育相談を通し学級経営の充実を図る。

<心の教育の充実>

- ①校訓「なかよく・かしこく・たくましく」への取組
- ②「『命を大切に作る心』を育む指導プログラム」の確実な実施

<人権教育の充実>

- ①係活動や委員会活動、学校行事等での取組を通して、全職員で児童による仲間づくりを推進する。
- ②人権学習の授業等を通して、資料や他の人の思いに自分を重ねる経験を積むことで、差別や不合理を見抜き、解決していく実践力を持った児童の育成に努める。

(4) 児童会活動の充実

- ①人権子ども集会への参加と児童集会での活動報告を実施する。
- ②「なかよし活動」を活性化させ、児童同士の絆づくりをすすめる。

4 早期発見(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等)

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行

われるなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。そこで、【①児童の些細な変化に気付くこと】②気付いた情報を確実に共有すること】③情報に基づき速やかに対応すること】を基本として早期発見に努める。特に、児童の人間関係が新しくなる年度初めの4月から5月と、長期休業明けの8・9月は、アンテナの感度を高める必要がある。

なお、問題兆候等の把握には、まず何よりも、一人一人の児童の見守りや日頃から児童との信頼関係を築くことが不可欠である。

(1) 健康観察の充実

①児童は朝の時間帯に様々なサインを出しやすい傾向にあることを踏まえ、朝の時間を大切に健康観察に努め、登校状況については、学年部の担任外の職員が把握し、情報の共有化と迅速な対応を図る。

②①に関連し、児童の気になる情報については、些細なことでも学年情報としての共有化と迅速な対応に努める。

(2) アンケート等の実施

①定期的に「タマにゃんチェック」及び「心のアンケート」を実施し、いじめの実態を把握する。早急な対応が必要な事案については、「6 いじめに対する措置」に則り速やかに対処する。

②各アンケートの分析結果についても、その都度知らせ、改善点等について周知する。

③「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」による取組の点検を定期的に行い、いじめ問題の未然防止に努め、早期発見により、深刻になる前に対処できるようにする。

(3) 相談体制の整備

①いじめ早期発見の保護者アンケートを配付し、各家庭による発見体制を整える。

②定期的な教育相談（個別面談）を実施し、実態の把握に努める。早急な対応が必要な事案については、「6 いじめに対する措置」に則り速やかに対応する。

③面談等が予定通りに進んでいるかといった進捗状況の把握や、どのような相談事例があるのか集約を行い、周知する。

④教育相談以外でも常時、相談ができるような場（養護教諭等）を置く。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

①随時、児童や保護者に対して、携帯電話等の使い方についての情報を発信するなど、啓発に努める。

②携帯電話等の使い方についての保護者向けの研修会を行う。

③携帯電話及びスマートフォンの使用規定を各家庭で作成するよう啓発する。

(5) 家庭・地域社会との連携

①学校のいじめへの対処方針をはじめ、いじめの問題等の児童指導上の課題については、PTAの会合等で日頃から情報を積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求める。

②保護者からの訴えやいじめ等に関して学校に寄せられる情報には、誠意を持って対応する。

③いじめの問題に関し、学校と保護者や地域の代表者との協議の場として学校運営協議会を位置付け、家庭・地域社会との連携を積極的に図る。

(6) プロジェクトの充実

①「瞳かがやく町小っ子をめざしたプロジェクト」の中で、上記の取組内容の成果や課題について取り上げ、取組の方向性を協議し、学校化、学年化、学級化に努める。

②①の内容については、企画委員会でも報告する。

5 いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織

(1) 構成員

①校長、教頭、主幹教諭、教務主任、学年主任、生徒指導担当、人権教育担当、保健主事、研究主任

②心理の専門家としてのスクールカウンセラー（玉名中学校区）

③福祉の専門家としての玉名市子育て支援課

- ④保護者代表としてのPTA会長
- ⑤第三者的立場からの学校運営協議会会長

(2) 協議内容

- ①学校基本方針に定められた取組の検証と評価及び見直し・改善
- ②いじめとして対応すべき事案か否かの判断
- ③いじめへの具体的な対応

(3) 留意事項

- ①加害児童に対して必要な教育的な指導を行っているにも関わらず十分な効果を上げることが厳しい場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、玉名市教育委員会に報告し、玉名警察署と連携した対応をする。
- ②児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに玉名警察署に通報し、援助を求める。

6 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

前項で設置した組織「いじめ防止等対応等委員会」が中心となって対応する。

いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的な配慮のもとでのケアや指導に努める。

傍観していた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる指導とともに、臨時の全校集会等を開催し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように努める。

(1) いじめの事実確認

- ①いじめ事象やいじめが疑われる事象が発生した場合、当事者やその友人関係、保護者等からの聞き取り等で得た情報を集約し、情報の内容や状況に応じた手立てを講じる情報集約担当者を校内に位置づける。
- ②いじめを受けている児童のきつきや思いをしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ③一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡するなどの教育的な配慮に留意する。

(2) いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援

- ①いじめを受けた児童の安全を最優先で確保し、担任だけでなく、組織的に児童及び保護者の支援をする。
- ②スクールカウンセラーと連携し、ケアを行う。

(3) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

- ①いじめを行った児童に対する指導に当たっては、人格の成長を主眼にして指導、支援を行う。
- ②当該いじめの状況に応じて必要な組織をつくり、組織的に指導、支援を行う。
- ③組織については、生徒指導担当、学年主任がリードをして組織する。校長・教頭・主幹教諭との情報の共有を図る。（報告・連絡・相談の徹底）
- ④校長・教頭は、組織的な指導ができていないか点検し、適切な指導を行う。

(4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、玉名警察署の生活安全課と連携した対応をする。

- ①当該いじめが犯罪行為として取り扱うかどうか、校長、教頭を含めた検討会議を行い、判断する。
- ②当該いじめが犯罪行為と判断されたら、玉名市教育委員会の指導の下、教頭を窓口として玉名警察署生活安全課に相談する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは、以下に示す項目等、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- 一 児童が自殺を企図した場合
- 一 身体に重大な傷害を負った場合

- 一 金品等に重大な被害を被った場合
 - 一 精神性の疾患を発症した場合
 - 一 連続して欠席している場合
- (2) 児童や保護者からいじめられて上記事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断しても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合
- 十分な聴き取りを行うと同時に、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。情報を提供してくれた児童を守ることを最優先に調査を実施する。
 - 調査結果をもとにいじめた児童への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。
 - いじめられた児童に対しては状況に合わせたケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ② いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合
- 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
 - 当該児童の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、自殺の背景調査を行う事とする。この調査に当たっては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちを十分配慮しながら行う。
- (3) 調査結果の提供及び報告
- ① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任を踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について説明する。提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ② 調査結果については、玉名市教育委員会へ報告する。

備 考

平成28年 4月 1日 改定

令和元年 5月 1日 改定

令和2年 5月 1日 改定

8 年間計画（未然防止のための校内研修を含む）

月	学校行事・研修 アンケート等	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
4	歓迎遠足 家庭訪問	道徳・学活 「がっこうのいきかえり」			道徳 「ありがとうの言葉」	家庭 「我が家にズームイン」	
5	仲良し活動 運動会 タマにゃんアンケート、教育相談	道徳 「あいさつ」	生活 「大きくなれわたしのやさい」	道徳・学活 「わたしはだまっていない」	道徳 「わたしはバイ菌なんかじゃない」	道徳 「筆をさがして」	道徳 「あなたたちに伝えたいこと」
6	仲良し活動 タマにゃんアンケート	道徳・生活 「あぶないあぶない」	道徳 「わすれられないえがお」	道徳 「ヒキガエルとロバ」 道徳 「はとと馬」	国語 「一つの花」	道徳 「この水のために」	道徳・学活
7	地域児童会 タマにゃんアンケート、教育相談		道徳 「おもいでいっぱいの夏休み」	道徳 「しんちゃんがないた」 道徳 「すいかの半きれ」			総合 「伝えよう私たちの日本」
8	校内研修 (グループエンカウンター)						
9							
10	人権子ども集会 タマにゃんアンケート、教育相談		道徳 「ともだちだものね」 道徳 「だっておにいちゃんだもん」		道徳 「バルバオの木」		道徳 「熱海のおかご」
11	タマにゃんアンケート、教育相談	道徳・学活 「ハムスターのあかちゃん」			総合 「心の地図を広げよう」		総合 「私の現在・過去・未来」
12	心のアンケート (教育相談) 地域児童会	国語 「ずうっと、ずっとだいずきだよ」		道徳・学活 「もやもや書き」	道徳・学活 「センターができるまで」	道徳・学活 「差別と向き合って」 道徳 「命がないと始まらない」	道徳・学活 「字をおぼえて夕日が美しい」
1	ありがとう集会 タマにゃんアンケート、教育相談					総合 「健康あるある大辞典」	
2	マッスルチャレンジ 仲良し活動 タマにゃんアンケート、教育相談	国語 「どうぶつの赤ちゃん」 道徳 「たんぼほいのくつ」	道徳 「たんじょう日」 学活 「おへそのひみつ」	道徳 「選ばれた命」 道徳 「しごとの話」	道徳 「千春とわたし」 道徳・学活 「男女の体の成長」	道徳・学活 「生命誕生」 道徳 「わたしの母」	道徳・学活 「ゆずりうけた命」
	送別遠足						家庭

3	6年生を送る会 地域児童会						「これからのせい か つにむけて 伝え ようわたしたちの 気持ち」
---	------------------	--	--	--	--	--	---